

総務常任委員会

平成22年3月16日(火曜日)

総務常任委員会

平成22年3月16日(火曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 17号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 議案第 18号 旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について
- 議案第 19号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 20号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

《付託陳情》

- 陳情第 3号 公契約条例の制定を求める陳情

出席委員(7名)

委員長	島田和雄	副委員長	飯嶋正利
委員	林正一郎	委員	林俊介
委員	柴田徹也	委員	太田将範
委員	大塚祐司		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一 哉

説明のため出席した者（27名）

副市長	増田 雅 男	総務課長	平野 哲 也
秘書広報課長	米本 壽 一	企画課長	堀江 隆 夫
財政課長	加瀬 正 彦	税務課長	野口 徳 和
市民課長	増田 富 雄	会計管理者	高山 重 幸
消防長	菅谷 衛 一	監査委員 局長	林 久 男
その他担当 職員	17名		

事務局職員出席者

事務局長	加瀬 寿 一	事務局次長	石毛 健 一
主 査	穴澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

3月も半ばを過ぎまして、先日は市内5校の中学におきまして、卒業式が行われました。これから、各小学校、保育園も、卒業式、卒園式が行われます。また役所も、年度末ということで、だいぶ慌ただしくなってきました。

議会のほうは、選挙後、初めての議会ということで、総務常任委員会のメンバーも一新をされまして、これからスタートを切るところでございます。私も委員の皆様のご推薦をいただきまして、初めて委員長に就任をいたしました。よろしくご協力をお願いいたします。

3月の第1回定例会は、主には予算の議会であります。執行部は、常に市民の生活の向上を目指した予算を組まれていると考えていますが、今回、総務常任委員会に付託されました議案について、委員の皆様の慎重な審査をお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さんには、大変ご苦労さまでございます。3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました議案は10議案と、陳情1件を審査いただくようお願いをしたところでございます。

なお、11日の木曜日ですか、建設経済常任委員会が終了いたしました。きのうは文教福祉常任委員会が終了いたしました。きょうは総務常任委員会ということで、最後の常任委員会でございます。どうか十二分に審議を尽くされまして、ご理解をいただきますように私からもお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、委員の皆様方並びに林議長さんには大変ご苦労さまでございます。本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号、平成22年度一般会計予算の所管事項、議案第11号、平成21年度一般会計予算の所管事項、議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定、議案第18号、雇用促進住宅整備基金条例の制定、議案第19号、雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定、議案第20号、行政組織条例の一部改正、議案第21号、職員定数条例の一部改正、議案第22号、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第25号、市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議の10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

委員長（島田和雄） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決につきまして、補足説明申し上げます。

お手元にお配りしてある議案第1号の資料をご覧くださいと思います。起債の事業の一覧表になっております。

財政課からは、22年度に予定いたしております起債について、この表をご覧くださいながら説明したいと思います。

この表につきましては、平成22年度に予定しております市債の一覧となっております。表の見方なんですけれども、左側から事業名、それから起債の対象事業費、それから財源内訳、起債の種類、充当率、交付税算入率、一番右側が交付税算入見込額と、そのような整理をいたしております。全部で21事業あるんですけれども、主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、一番上のコミュニティバス整備事業ですが、事業費は1,304万2,000円、市債を610万円予定いたします。起債の種類は合併特例債で、充当率は95%、交付税算入率は70%で、一番右側にありますが、交付税算入見込額は427万円となっております。

次に、一つ飛ばしまして、3番目の経営体育成基盤整備事業ですが、事業費は1,984万5,000円、市債を1,780万円予定いたします。

起債の種類は、一般公共事業債となります。これにつきましては、ここに記載のとおり、2種類の充当率がございまして、通常分が30%、財源対策債分が60%、合わせて90%となります。交付税算入率は、通常分がゼロになります。財源対策債分が50%で、交付税算入される額、これは590万円の見込みであります。

次に、下のほうになりますが、少し飛ばしまして消防施設整備事業、これは消防庫です。事業費は1,600万円で、市債を1,200万円予定いたします。起債の種類は防災対策事業債で、充当率は90%、交付税算入率は50%で、交付税算入見込額は600万円であります。

次に、最後にございまして臨時財政対策債ですが、これは交付税の不足分を市が借り入れるもので、市債を17億6,700万円予定いたします。起債の種類は臨時財政対策債で、充当率は100%、交付税算入率は100%です。交付税の算入見込額は17億6,700万円となっております。

最後に、表の一番下の合計欄をご覧ください。左から総事業費53億7,298万9,000円、その財源として国庫支出金が4億4,878万9,000円、県支出金が348万1,000円、その他が652万1,000円です。市債が47億4,550万円、一般財源が1億6,869万8,000円でありまして、一番右が交付税算入見込額の合計で、37億8,236万円であります。

このように、平成22年度に予定いたします市債の総額は47億4,550万円となっております。そのうちの37億8,236万円、約79.7%が交付税で措置されるというような有利な起債を市のほうは使っていくということでございます。

この表につきましては、説明は以上でございます。

あと、財政課から実はもう一つお配りしてございますけれども、もう一つの公債費負担適正化計画につきましては、所管事項の報告の中でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて、各所管課から説明をさせていただきます。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうより、議案第1号の平成22年度旭市一般会計予算に係ります人件費関係について、補足説明させていただきます。

厚い予算書のほうをご用意いただきたいと思います。290ページでございます。よろしいでしょうか。

それでは、説明申し上げます。

これは給与費明細書ということで、一般職の職員分でございます。

まず、上段の(1)の総括の職員数でございますけれども、本年度といいますが、平成22年度は728人でございます。これは、平成22年1月1日現在で各課に配置している職員数を基本にしまして、退職予定者あるいは採用者、会計間の異動等を考慮させていただきまして、平成22年度当初の配置予定者数を、まああくまでも予定でございますが、計上したものでございます。

それから、給与費のうち給料につきましては、本年度の予算額が27億7,128万6,000円でございます。前年度と比較して3,502万7,000円の減となっております。これは主に職員数の減、それから給与改定に伴う減額の分、それから定期昇給による増加、あるいは退職等のいわゆる新陳代謝、そういったもの全部含めまして、増減を含めまして、結果的には減ということでございます。

次の職員手当でございます。手当につきましては、下の段に内訳を載せてございますので、これによってご説明をさせていただきます。

まず、扶養手当でございます。手当の内容につきましては、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等に係る扶養手当につきましては、1人6,500円というような内容でございます。前年度と総額を比較しますと、54万6,000円の減額でございますけれども、これは扶養人数が減少したこと等によるものでございます。

次に、住居手当でございます。手当の内容につきましては、持ち家の場合、月額4,300円、借家の場合には、家賃に応じまして計算して支給するわけですがけれども、最高の支給限度額というのは2万7,000円ということになっております。前年度と比較しまして3万9,000円ほどの減でございます。

次に、通勤手当でございます。内容的には、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について、距離数に応じまして支給。それから、電車等の公共交通機関等を利用の場合には、定期券等の運賃相当額が支給されます。ここにつきましては、前年度と比較しまして5万6,000円の減ということでございます。

次の特殊勤務手当、それから時間外勤務手当につきましては、前年度と同額を計上いたしております。手当の内容でございますけれども、特殊勤務手当につきましては、主に消防職

員の火災出場等の手当が主でございます、金額は1回200円から500円程度の手当の支給ということになります。

次に、時間外勤務手当は、平日の午後10時までは、1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額。それから、週休日の午後10時までは、100分の135を乗じて得た額。それから、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額を支給するものでございます。

次に、宿日直手当でございます。これは、休日に日直業務をした者に対しまして支給するもので、1回、これは定額で4,200円ということになっております。前年度と比較しまして136万3,000円の減は、本庁の日直人数等の減、クリーンセンター等の日直の廃止、これは振り替え制度に変えたということで、そういったところで減になっております。

次に、管理職職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当につきましては、前年度と同額でございます。管理職職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日に勤務した場合に、一定の額、6,000円から1万円くらいの範囲で支給するものでございますけれども、実際にこの手当の支給というのはないという状況でございます。

次に、休日勤務手当でございますけれども、休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額、これは一般職の職員でございますけれども、支給するものでございます。

続いての管理職手当、これは管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円ということで、これは定額の支給で現在はなっております、管理職に支払われる手当でございます。前年度と比較しまして264万3,000円の減額でございますけれども、管理職人数の減あるいは管理職手当の定額化ということで経過措置がございまして、これが100分の50から100分の25に減少したということで減となっております。以前は率で支給していたんですけれども、今回は定額化されたということで、その経過措置ということでございます。

続きまして、期末手当と勤勉手当でございます。期末手当の支給率は、6月が1.25月、12月が1.5月、勤勉手当は、6月も12月も0.7月で、合計で年間の支給率は4.15月分となります。前年度と比較して、期末手当は7,202万1,000円の減、勤勉手当は3,392万7,000円の減となっております。これは、ご承知のとおり、人事院勧告によりまして支給月数の減、あるいは職員数の減少等によるものが原因でございます。

次の児童・子ども手当のうち子ども手当につきましては、平成22年4月から新設される制度でございます、これまで、小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されてい

た児童手当が拡大されまして、中学校修了までの児童・生徒を養育している職員に支給されるものでございます。前年度と比較しまして1,998万5,000円の増額でございまして、支給対象児童数の増、あるいは支給月額が一律1万3,000円ということに増額されたことによるものでございます。

次に、夜間勤務手当につきましては、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるものでございまして、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しております。対象は、やはりこれも主に消防職の職員でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（島田和雄） 税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、22年度の一般会計予算の議決について、本会議の質疑以外についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の13ページのほうをお開き願いたいと思います。市税でございます。

1款1項市民税の1目個人分の現年課税分でございますが、均等割の納税義務者数は3万2,739人を見込んでおります。税額については、21年度予算のほうで厳しく見ましたので、ほぼ前年同額と見込んでおります。

2目の法人市民税につきましては、課税対象の法人数を1,659社と見込んでおります。減につきましては、現在の景気後退による業績不振により減少しているというものでございます。

次に、2項固定資産税の課税対象となる土地の筆数でございますが、約18万、家屋は約5万1,000棟でございます。なお、新增築分につきましては、約330棟見込んでおります。また、償却資産につきましては、約4,000件と見込んでおります。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。

3項の軽自動車税につきましては、課税対象の台数を3万57台と見込んでおります。増につきましては、軽四の乗用タイプが若干増加したということでございます。

次に、4項の市たばこ税は、年々、たばこの喫煙本数が減少していることから、減を見込んでおります。

なお、市に入りますたばこ税につきましては、たばこの単価300円のマイルドセブンでいいますと、1箱65円96銭で税として入ることになります。

次に、6項入湯税は、課税人数を7万4,629人と見込んでおります。増加しましたものは、食彩の宿いおかにつきましては、リニューアルの改修が終わったことによる平年ベースに

戻ったということでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、歳出の主なものについてご説明いたします。

飛びまして、71ページのほうをお願いしたいと思います。

2款2項2目賦課徴収費の説明欄1番、調査賦課事務費の13節委託料の4番目になりますけれども、評価基本図加除修正委託料につきましては、土地及び家屋の移動等に伴いまして土地の地番の現況図、家屋現況図の電子データの加除修正を行うものであります。

また、次の固定資産評価基礎調査委託料につきましては、平成24年度の評価替えに向けた土地の評価に関する基礎調査を平成21年度から平成23年度の3か年間、総事業費2,646万円で行うもので、平成22年度分の金額となります。

続きまして、説明欄2番の収税事務費の8節報償費につきましては、本年、固定資産税の前納報奨金制度の廃止に伴う減少となっております。昨年度は、約3,200万円ほど予算計上しておりました。

次、72ページのほうをお願いしたいと思います。

説明欄3番の緊急雇用創出滞納整理推進事業は本会議でご説明しましたが、説明欄4番の固定資産台帳整備事業と同様で、市が短期雇用及び就業の機会の創出のため、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を受けて行う事業で、補助率は100%であります。歳入については、29ページに計上してあります。

次に、事業の内容につきましては、滞納整理に伴う所在調査、財産調査、登記調査などについて、文書での照会事務を行うため、臨時職員1名を雇うもので、臨時職員の人件費であります。

なお、職員につきましては市が直接採用するもので、採用に当たりましては、ハローワーク等の協力を得て失業者を雇うものであります。

以上で補足説明を終わります。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから、過日の全員協議会の席上でご説明しました事業以外で何点かご説明をさせていただきます。

最初に、予算書のほうの64ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項10目地域振興費の中の説明欄2、地域審議会運営費114万円を計上させていただいてあります。この地域審議会の制度につきましては、合併によりまして、新市の施策全般に関しまして、きめ細かに住民の意見を行政に反映していくようにというようなことで旧3

町にそれぞれ創設されたものでございます。設置の期間は、合併の日から来年度、平成23年3月31日までとなっております。現在、委員の数は、各地区15名以内ということになっております。この予算で、来年度、年4回開催をしたいというふうに考えております。

続きまして、下の65ページの説明欄5、出会いの場創出事業150万円、同じくその下の説明欄6、婚活サポート事業200万円、併せてご説明をさせていただきます。この二つの事業、いずれも男女の出会いの場を創設しまして、いわゆる婚活を市民、行政が一丸となって進めようとするものでございます。出会いの場創出事業につきましては市単独事業、婚活サポート事業は、全額、国の補助にて実施をするものでございます。

実は、平成21年度の第1次補正予算の中に安心子ども基金、こういうものが創設されまして、その中で、少子化対策の原因の一つに、未婚化あるいは晩婚化の要因が挙げられたわけでございます。国においては、自治体が行う婚活支援に全額支援する制度が創設されました。この制度を活用しまして、婚活サポート事業を平成21年度と来年度、平成22年度に実施をさせていただきます。

国の制度の中では、実は既に実施している事業や単に市町村の負担を軽減するための事業、あるいは今まで一般財源化された事業、これにつきましては補助対象としないと、そういう事業の縛りがあったものでございます。市では、これまで実施しています事業とは別に、国から支援を受けまして、婚活サポート事業として異性とのコミュニケーション能力の向上のためのいろんな研修会の開催、あるいは出会いの場の提供等、積極的に開催をしたいということで予算化をさせていただきました。

続きまして、66ページのほうをお願いいたします。

説明欄8のところにバス路線維持対策事業を計上させていただいてあります。597万1,000円。これにつきましては、千葉交通が運行しますバス路線、府馬線、旭から小見川間でございます。それと旭銚子線。これにつきましては、損失額の2分の1を、府馬線については香取市、旭銚子線につきましては銚子市との距離の案分にて千葉交通に補助をするものでございます。

さらに、続きまして、説明欄9、基金積立金2,506万7,000円を計上させていただいてあります。これにつきましては、旭市地域振興基金条例に基づきまして、市民の連帯の強化及び地域振興を図るための基金が設けられたものでございます。合併特例債充当率95%、国より元利償還の70%が普通交付税により措置される大変有利な制度でございます。この制度によりまして、平成17年度から19年度まで3か年、毎年6億2,100万円、総額18億6,300万円を基

金として現在管理しております。この運用益、いわば利子を、2,506万7,000円、これを基金に編入するものでございます。

最後に、79ページをお開きいただきたいと思います。

2款5項の中に統計調査費がございます。また、申し訳ありません、80ページの下のほうに、説明欄3、国勢調査費2,309万8,000円を計上させていただいてあります。これは、ご承知のように、実は、平成22年度につきましては、5年に一度の国勢調査の年に当たります。本年10月1日を調査日としまして調査を行うために、各種の経費を計上させていただいたものでございます。

以上で企画課のほうの説明は終わります。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

質疑ございませんか。

飯嶋委員。

委員（飯嶋正利） 65ページのさっき言いました婚活サポートなんですが、私も46歳なんですが、同級生あたりにまだ農家で長男でということだからかなり残っている方がいらっしゃいます。これを若い方と一緒にというのはなかなか出にくいというものもあると思うんですね。その辺のところ、年齢別を少し分けていただいでやることは可能なんでしょうか。

委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） ご指摘のように、年齢層が違っていると、例えば40歳代の男性、20歳代の女性、ちょっといろいろ話が食い違ってついていけないという、そういう男性がいます。そんなことで、多少、年齢層も考慮してやっているつもりではございますけれども、今ご指摘いただいたように、22年度についてはそのように考慮して努めたい。

特に4月に、中には女性のほうでお嬢さん限定という方もいます。いろいろ場所の提供するとき、私はどうしてもお嬢さんを希望なんですよという方もいますので、それに限定して開催をしようとか、そんな取り組みで現在進んでおります。

ご指摘いただいたことにつきましては、今後とも検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（島田和雄） よろしいですか。

そのほかに質疑はありませんか。

林委員。

委員（林 俊介） では、何点かお聞きしたいと思います。

最初に14ページ、1款市税の軽自動車の件なのですが、これは徴収率を92.3%というふうに見ておりますけれども、ちょっと低いように見込んでおりますけれども、どうしてこのような形で低く見ているのか。税金であれば、本当は100%上がるのが当然だと思いますけれども、これについて低く、92.3%と見ている内容、それとこれについての対策等について、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、64ページ、説明欄13の委託料。これ、児童交通安全街頭指導委託料でございますけれども、180万1,000円ということなんですけれども、これはボランティアの方も結構あると思いますけれども、現在、市内で対象としている人数、街頭指導員の人数ですね。それに対する手当等について、分かれば詳細にお願いをしたいと思います。

それともう一点、65ページの説明欄4番の市民まちづくり活動支援事業は305万4,000円となっておりますけれども、これは報償金が5万4,000円で、あとはその事業に対する補助金となっておりますけれども、この事業の主な内容についてお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 14ページの軽自動車税の徴収率の関係でございますけれども、まず軽自動車税につきましては、税額が一番安い50cc以下が1,000円という税額から最高でも7,200円ということで、特にバイクにつきましては、低い排気量については車検制度がないということで、廃車しても、その届けをしなくてそのままどっか行っちゃうとかそういうのがあって、旭市だけではなくて、ほかの市町村においても、この軽自動車については収納率が低い。

そういうことで、今後の対策としましては、今度、電算システムが新しくなりますので、近い将来的にはコンビニ収納でもできるようになる。簡単に納付ができるような窓口を広げていきたいなということで考えております。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、予算書の64ページでございます。一番上にあります委託料、児童交通安全街頭指導委託料でございますけれども、それにつきましては指導員ということございましたけれども、実際にはシルバー人材センターの方々を活用してお願いいた

しております。この方々には、手当でございますけれども、時間当たりの手当で1時間1,090円ということで、若干時間は地区によって違うんですけれども、14人の方にお願いまして、延べの時間としまして118時間で単価が1,090円ということで委託をしているものでございます。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、65ページの市民まちづくり活動支援事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業は、先ほどの説明の中で地域振興基金ということで説明をさせていただきました。この基金の一部を活用しまして、市民のまちづくりに対しまして各種団体に支援をいたすものでございます。

補助対象としましては、市民活動団体が自主的・自発的に行う公益性の高い事業に対しまして、スタート支援としまして団体の立ち上げや立ち上げて間もない団体、これらの団体が事業展開する際に、上限を50万円としまして、結成後2年間の中で支援をさせていただく。

もう一つはステップアップ支援というようなことで、新規事業の拡大、あるいはまちづくり活動の活発化を支援するというようなことで、補助率としましては、補助対象経費の2分の1以内で、上限を50万円というようなことで実施するものでございます。

地域振興基金を使って、その運用益で市民がいろいろまちづくり活動をする際の支援ということでご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 俊介） 今、市民まちづくり活動支援が企画課長から説明ありましたけれども、団体ということでございますけれども、だいたい団体数はどのくらい見込んで。

委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（堀江隆夫） 平成22年度の事業としましては、先ほどのスタート支援事業につきましては5件、ステップアップ支援事業につきましては同じく5件、合わせまして10件を予定させていただいております。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願

いをいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 議案第11号でございますけれども、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。特にこの場で追加して説明する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、議案第11号の補正予算書のほうをご用意いただきたいと思っております。

16ページをお開きいただきたいと思っております。

上の段になりますけれども、2款1項1目、説明欄1番の庁舎改修工事ということでございまして、15節の工事請負費に2,500万円という計上がございます。これは、電算業務の更新というのが予定されているわけですが、これに伴いまして、現在の海上支所のほうに新しいサーバー室を設置するための改修工事。それから、同じく電算業務に係る事務室を若干設置するというに伴う工事。それから、消防の海上分署でございますけれども、これも海上支所の部屋を活用しまして、そこを改修するというための工事を予定するものでございます。

続きまして、次の説明欄、その下にございます2番の基金積立金3億円ということでございますけれども、これにつきましては、昨年3月に旭市庁舎整備基金条例というのを設置いたしました。昨年も3億円の積み立てをしたわけでございますけれども、これは市庁舎の建設及び改修に要する費用の財源に、将来の財源に充てるために、平成20年度と同額の3億円を今回積ませていただくということでございます。

続きまして、同じく16ページの下の方になりますけれども、2款4項4目市長選挙費、それから18ページになりますけれども、2款4項5目市議会議員選挙費につきましては、それぞれ歳出が確定しましたので、不用な額を減額するというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

委員（柴田徹也） 2点ほどお尋ねをいたします。

16ページ、先ほどご説明をいただいたんですが、庁舎改修事業。海上支所に電算のサーバ

一室を設けるということで。それともう一つ、消防庫が、海上の分遣所ですか、あれが古くなって、庁舎の裏にある、今車庫に使っている建物を使うということですか。それをちょっと説明してもらいたい。合わせて2,500万円ですよ。だから、そのぐらいできちゃうのかなと思って、逆に。お聞きしたいと思います。

それと、庁舎の建設基金ですよ。これ、3億円、補正で出るわけですけども、22年度の予算には1,000円になっていますけれども、これは余裕ができたか何かそういうことですか。ちょっとその辺、説明をお願いします。

委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、まず1点目の庁舎サーバー室と、それから海上分遣所の改修合わせて2,500万円かということでございます。まず1点目のサーバー室の関係は、確かに電算のほうは更新するというので、現在の相談室と旧電算室が海上にあるわけですけども、そこを改修しまして、現在、旭市では、光ファイバーが全部、公共施設つながっておりますので、サーバー自体はどこにあっても大丈夫だということ。それから、電算を更新するときには、どうしても並行稼働というものが若干必要になります。新しいシステムと旧システム。そういった関係もありまして、現在の電算室、ここから見えるんですけども、あちらの社会福祉課のある建物の2階にあります。相当重たいものですから、やはり強固な所がいいということで、比較的新しい海上支所にサーバー室を移そうということで、これらの準備を来年するというのでございます。この改修費ですね。

（発言する人あり）

総務課長（平野哲也） 1階でございます。玄関入って正面くらいになりますでしょうか。廊下の北側にあります。やはり元電算室があったところなんですけれども、それと相談室を併せて改修すると。

それからもう一点でございますけれども、海上分署。これは現在、海上の分遣所ですね。消防署の分遣所。団じゃなくて、署のほうの分遣所ですね。分遣所というか、分署と言っていますけれども。そちらの建物が市役所南側の農協の前の方にあるんですけども、この耐震診断をやりましたところ、もう補強がきかないという状況でございます。じゃあこれはどうしようかということで、すぐ近くに海上の支所がスペース的にはあいているということで、場所につきましては、支所の旧食堂として使っていた部分があります。廊下を挟んで北側。東側寄りの北側ですね。そこに、食堂として使って、あるいは休憩室みたいな所が、

畳敷いた所があるんですけども、そこがいいだろうということになりまして、そちらを改修して。

先ほど、ちょっと車庫というお話がございましたけれども、ですから、分署そのものは支所の中ということですね。車庫については、裏に、先ほど委員さん言いましたように、車庫がずらっといっぱいありますので、そこに消防車や救急車は入れられるということ。

消防車が大きいところは、確かに天井低いと……。これは調査しまして、現在バスも入っているんですけども、バスが将来的になくなるという話でございまして、そこですと十分入るということで、二・三か月はその不具合があるかもしれませんが、そこを使うということです。普通の小さい消防車につきましては、普通の車庫へも入るということ。あとは、救急車も入るということでございます。

これらを合わせまして全体で2,500万円ほどの経費を見込んだと。消防につきましては22年度中に、これは補正ですから、国の対策のお金を使っておりますので、これを繰り越して、22年度中に整備して、23年には移りたいと。電算のほうはもう少し早く移るかなというところでございます。

それから、2点目の庁舎建設基金、3億円、20年度積んで、今回補正で3億円。当初予算の22年は1,000円ということでございます。これは、利子の積み立てを見込んだ科目設定ということで、実際には利子、去年のやつでも二・三十万円、債権にしておりますので、短期債権を買っておりますので、30万円ほど出るんですけども、一応科目設定。これはやはり最終的には補正をして、積み立てと一緒にやるような形となると思いますけれども、利子分ですので、取りあえず当初予算では1,000円という科目設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の中の資料としまして定住自立圏構想中心市宣言書（案）をお目通しいただきたい

と思います。

これは、今までいろいろご説明してありますけれども、国のほうで地方への人の流れを創設しようというようなことで、定住自立圏構想を総務省で今掲げて実施しております。千葉県では、事業の実施をできるところは、この旭市と館山市のみということでございます。そういうことで、これを推進しながら国も財政支援をするということですので、真摯に取り組んでいきたい、そんなことで今回提案をさせていただきました。

この中で、中心市宣言を市長がしまして、この中心市宣言というのは、総務省との確認の中で、ホームページ等で宣言をしていただければ結構ですと。それを国のほうへ送りまして、国は、中心市事業をやるという意思を確認して、いろいろ支援をこれからいただけるという、そういう段取りになっております。

今後のスケジュールとしましては、この中心市宣言書を見ていただきますと、冒頭、市長のほうから旭市の定住自立圏の中心市宣言をこういう書面で行っていきたい。特に、市民の誰もが健康で安心・安全に暮らせる日本一住みよいまち「人が輝き 海と緑がつくる健康都市“旭”」を目指してということで宣言をさせていただく。

2ページ以降につきましては、現在の旭市の状況等を3ページ、4ページに書かせていただきました。

5ページにつきましては、今後展開しようとする取り組み等につきまして記載をしております。この中心市宣言、こういう形でやるわけですがけれども、いろいろ議員さん方にもお目通しいただきまして、何か今後ご指摘がありましたら、できれば市としましては、3月26日時点で国のほうに宣言をしていきたい、そういうふうに今進んでおります。

その間、旧3町にあります、先ほどの地域審議会等で、三つの各地域、それと旧旭市、連携をとっている事業を進めていきますよという部分をご説明させていただきながら、3月26日に中心市宣言を行っていきたい。

さらに、6月の議会で、本日提案しました議決案件に基づきまして、旭市としましては定住自立圏形成方針を作成しまして、議員の皆さん方に議決をいただきたいというふうに考えております。これは、ほかの町でいいますと、各町ごとの協定を議会で議決していただくわけですがけれども、旭市は、旧旭市を中心市として、ほかの3町を周辺地として、1市新旭市で完結をするということになっております。そういうことで今進めておりますので、形成方針を議会の議決をいただきたいというふうに考えております。

その後、いろいろ関係機関、あるいは市民等を交えまして、具体的にどのようにやるか。

定住自立圏の共生ビジョンの策定に入っております。こういう策定をしまして、その事業実施につきまして、いろいろ国が支援をするという中身になっております。

本日お示しました、あくまでも宣言書につきましては、最後の5ページの展開しようとするところに例えば記載が漏れていたとしても、これはビジョンの中に入っておれば構わないというようなことであります。ただ、これからもし何かありましたら、3月26日に向けまして、またご指摘をいただければと思います。

そんなことで、6月議会に向けまして方針を今作成いたしますので、それに基づく議会の議決案件ということでよろしく願いをいたしたいと思います。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 旭市雇用促進住宅整備基金条例の設置に関しましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

委員（林 正一郎） 雇用促進住宅の耐震を調べて、県のほうから、もらったのかな、こういうふうに私心配していたんですけども、あれ、だいぶ耐用年数古いから、どうかなと、こういうふうに思っていますが。まあある程度リフォームはしたみたいですが、耐震のほうはどうなっているか。

委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 耐震に関しましては、たしか去年の3月議会で、雇用促進住宅を購入するということで予算計上いたしたときにも、その辺の心配が議論あったと思います。それで、年明けましてすぐ、うちのほうとしましては機構のほうに耐震調査の依頼をお願いいたしまして、調査結果いただきまして、その結果は、耐震は問題ないというような回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 県は、新しいほうはくれないわけですよ。新しいやつ、もう1棟あるわけですよ。古いほう、これから……。正直に言って、あそこ家賃が安いから、メンテナンスが相当今度かかってくると。家賃よりもメンテナンスのほうが高くなると。ああいう古いアパートというのは、我々はアパート経営、マンション経営やっていますからよく分かるんですが、相当そういった問題で予算が、収入は見るけれども、支出が多いというような状況をやっぱり心配するので、その点しっかりと把握していただきたい。

委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 実際に収入の見込みですけれども、現状の雇用促進住宅が二千二・三百万円のところで推移していると。市といたしましてもその程度の収入を見込みたいということございまして、実際に1,000万円程度の維持管理費がかかるだろうというところを想定しております。それで、残額と言うと変なんですけれども、その残額を将来の補修、それから仮に取り壊しという形になったときにも使えるようにということで、今回、この基金を設置いたしまして、1,000万円程度を毎年積み立てることができればということで考えているところでございます。収入で何とか支出を賄っていきたいということでございます。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩をとります。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

条例の内容の主なものにつきまして補足説明を申し上げますので、議案をお願いいたします。

まず、議案の第3条でございます。

この住宅の設置についてでありますけれども、住宅に困窮している勤労者に住宅を貸与することによりまして、生活及び就労の安定を図るということでございます。

続きまして、2ページの第4条にありますとおり、設置の戸数ですけれども、これは79戸となります。全体としては80室あるんですけれども、1室は集会施設として利用することになっております。

それから、同じページの第7条になります。入居者の資格です。現に住宅に困窮していること、収入がおおむね10万4,000円から31万3,000円以下であること、単身も認められること、それから滞納のないこと、そういったことを要件として定めているものでございます。

それから、3ページの第9条をご覧いただきたいと思います。

これは、募集をいたしまして、募集戸数を超える応募があったときには抽選によるものとしているものでございます。

それから、5ページの第14条、少し飛びまして14条になります。家賃でございます。家賃は月額2万8,400円とするものでございます。これは、現在入っている方の設定金額と同じでございます。

それから、6ページの第18条になります。敷金につきましては3か月。これは、市で管理している公営住宅等と合わせまして3か月とする規定でございます。

それから、飛びまして9ページになります。下から7行目に附則をつけております。平成22年4月1日から施行すること。それから、今入っている入居者、この方が引き続き入居できることの規定を盛り込んでおります。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

総務課長（平野哲也） 議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定でございます。

この条例につきましては、施政方針あるいは本会議での補足説明でも申し上げましたように、行政改革の一層の推進、あるいは少子化対策、子育ての支援を推進するために、新たに二つの課を設置するというものでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

委員（柴田徹也） 今、行政改革ということで叫ばれておりますし、行政改革の名のもとに、今、この二つの課が増えようとしているわけでございます。ちょっとこの辺、もう少し詳しくですね、どういう体制、何人ぐらいの組織になるのか、そういった点お聞かせいただきたいと思います。

委員長（島田和雄） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） お答え申し上げます。

本会議でも、行政改革やっている中で課が増えるのは行政改革に逆行するんじゃないかと、これは本会議の一般質問の中でもご意見ありました。その前段を、ちょっと時間をいただきまして触れさせていただきます。

課が二つ増えるということで経費が増えるんじゃないかという危惧がございますけれども、実際、行政改革アクションプランの中で、全員協議会の中でご説明をさせていただきましたように、全体としての人数をまだ減らし続けているといたしますが、中には委員さんからもご指摘をいただいて、そんなに職員を減らしてもいいというものではないということもありますけれども、現在は、若干、標準団体より多いということで減らしている中でできる内容。つまり、この課を二つ増やしたことによって人が増えるのでは確かに行革に逆行すると。来年ももう既に8人ほど減る予定がございますけれども、5年間で80人減らしてきました。それから、これから今後5年においても約50人ぐらいの削減を目指す。総体数ですね。総体で減っている中で課をやりくりするというご理解をいただきたいと思います。

それから、員数の予定でございますけれども、行政改革推進課は、取りあえず初めで皆目検討がつかない状況。全く初めての事務ということもございます。やればやっただけ、切りがないと思いますけれども、当初は4名からないし5名くらい。これはまだ人事異動の内示をしてない段階でございますので、あまり詳しい話をご勘弁いただきたいと思いますが、そのくらいの体制。

それから、子育て支援課につきましては、将来は子育て支援策の一元化を目指すわけですが、取りあえず平成22年につきましては、現在の社会福祉課を分離するような形ですね。ですから、課長は1名当然増えますけれども、人数的には現在の児童保育班がベースでございますので、人数的にはそれに1ないし2くらいのプラスでいきたいなということで考えています。将来的には、乳幼児医療ですとかいろんなものを子育て支援課には、逐次改正しながら一元化を図っていくということでございます。

現在のところの予定はそのような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（島田和雄） 柴田委員。

委員（柴田徹也） 例えば、民間の場合ですと、できれば、課というのは少ないほうがいいんじゃないかと。役所の仕事の中にもいろいろ季節的な差があります。例えば、税務課の忙しい時期はどピークになるわけですし、その辺が役所の場合ですと、課を超えて応援ができないわけです。ところが、民間の場合には、社長の命令で、おい、税務課が忙しいぞ、お前から手伝ってやれと、こういうことになるわけです。ですから、課があまり増え過ぎますと、やっぱり縦割りで、それはおれの仕事じゃない、こうなっちゃうので、行政改革の中でこの推進課、名前はすばらしいと思うんですね。行政改革のために一つの課を作るわけですから、それはすばらしいと思うんですが、逆に、縦割りで弊害が出ないかと。それから、例えば、行政改革の課長が、まあどなたかが課長になると思いますね。その課長が行政改革のために並びの皆さんの首を切るというか、お前らのところこんないらねえとか、そういう形で言えるのかと。逆を言えば、やっぱりある程度差のついた方が、例えば副市長がそのトップになって行政改革を推進するというのなら、これはできると思うんですが、並びでこの課を作ったからといって、その辺の英断ができるのかなというところがちょっと疑問でございます。どうでしょうか。

委員長（島田和雄） 柴田委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也）　まあいろいろご指摘ございますけれども、とにかく今の市長、それから副市長に意思は確認しまして、相当強い気持ちを持って行政改革やらなくてはならないというのは、施政方針とかいろんな財政の予算編成方針にもありますように、またもとに戻ってしまうんですけれども、合併の特例というものはもう5年で切れると。そうしますと、財源が大幅に少なくなるだろうという中で、それをにらんで、じゃあ財源をどういう形で生み出すのかということで、それは効率のよい行政ということでやっていきたいなという意味の表れということでご理解をお願いしたいわけですが。

縦割りになり過ぎやしないかということでございますけれども、確かに、旭市の7万人くらいの市ですと、よそ様では部制というのを敷いております。ですから、ある程度部制があれば、部の中での横のつながりというのは強くなると思いますけれども、部制を敷きますと、今度、給料表も1級一つ作って、それこそ行革に逆行するような形で、高い給与の部長を何人か置くということになります。そこまではいかないという形で、部制は敷かないという前提があって、結果的に課が増えてしまうという。時代に合ったような形でどういう具合にしていこうかというのが一つ課題としてありまして、その結果が行革と子育て支援課。将来的には、行革のアクションプラン、これは議員さんにもご説明をしましたが、この5年間の中でも常に組織の再編というものはやっていくんだと。ですから、さっき言いましたように、これからなくなる課もあるかもしれませんし、統合したり、あるいは違う形で、そのときそのときの時代に合ったような形に組織を変えたいなという思惑がございます。行政改革推進課ができて、その課長なりが同等の課長レベルの首を切るというお話でございますけれども、首を切ったり、あるいは印ろを渡したりということだろうと思いますけれども、それができるのかということですが、これはぜひやってもらわなくては困るということで我々は期待しております。

そのために市長、副市長の意思を確認したんですけれども、市長、副市長の特命的なものもこの行革が受けて、各課に強い指導力を発揮していただけるような形を目指したいということで……。まあ実際やったことがありませんので、どうなるか分かりません。そのような形を目指したいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

委員長（島田和雄）　柴田委員。

委員（柴田徹也）　今、部制を敷くと。私は、部制を敷くのはいいと思うんですね、逆に。部制を敷くから行革に反するのではなくて、その部長のもとに課を二つなり三つ束ねられるわけですし、先ほどの話じゃないですけども、行革の究極になるんですね。例えば税務

課の忙しいとき、ピークに合わせて人員を確保しているわけですよ。これはもうどうしようもないんです。改革できないんです、これは。そうすると、今度、1人の部長が税務課とほかの課を三つほど持てば、今やっているような人員削減じゃなくて、もっと大幅な増やるといって削減ができるんじゃないかなと私は思うので。

じゃあ取りあえずやってみるんだじゃなくて、これ作った課は減らせないと思うんです、逆に。ですから、逆をいえば、副市長を中心に課長の皆さんが集まって、その会議で、どうやったらいいということで1年間ちょっとやってみて、それで道筋をつけて、来年じゃ三つ増やすなり四つ増やすなり、それはそれでいいと思うんですよ。そこまで検討されたかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

委員長（島田和雄） 柴田委員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（平野哲也） この行政改革アクションプラン、この前ご説明しました。これは、全課からいろんな提案、そういったものもいただいた中で取りまとめたものでございます。その中でも、組織の再編と申しますか、課を増やす、減らすというのはいろいろ含まれちゃうんですけれども、組織・機構の再編というのはやはりこれからは必要だろうなという話は今も複数の課からも出ておまして、そういったのを題材にしましてこういう形を作らせていただきました。

逃げるわけではないんですけれども、行革の推進課の中で、その辺は最も重要なテーマ、公共施設の統廃合、見直したいなもの、それから組織の見直し、ここが進まないとならないのかなということで考えています。ですから、行革のアクションプランの中でも大きな柱の一つとして取り組んでいます。

そういった中でまた常に行革の推進課でもって見直しと申しますか、そういったものを念頭に入れながら、各課のヒアリングもこれからあるであろうし、そういったものを進めながら、その時代にいい組織と申しますか、そういったものを作っていきようにしなければならない。その中には部制があるかどうか分かりませんが、そういった中で出てくればそれはそれですし、そういったことも含んで行革の中で取り組んでいくということでございますので、まあご理解をいただきたいと思います。

委員長（島田和雄） 柴田委員。

委員（柴田徹也） 今度、子育て支援課ですよ。子育て支援、保育のほうだと社会福祉課になるんですか。それから、児童のほうになると学校教育課になるんですか。そうじゃない。

(「今はもう同じ」の声あり)

委員(柴田徹也) 同じでしたっけ。ああ、そうか、そうか。ちょっとその辺が逆にまたがるのかなと思って、かえって難しくなっちゃうかなと思ったんですけども。少し早いかなと思ってちょっと質問しているわけでございます。その辺うまくいくかな。

まあ、分かりました。以上でございます。

委員長(島田和雄) 林委員。

委員(林 正一郎) 行政改革推進課というのは、合併した時点でできてなきゃおかしいんですよ、本来は。それはなぜかという、私は合併するときに法定委員やっておりましたから、850人の職員を最終的に500何人かに何年後にはなくすということやってきたわけですよ。だから、本来なら、あのままずっと継続して、県から指導してきて、加瀬さんが指導していたでしょう。今の都市課長がそのチーフ、主幹か何かでやっていたと思うんですよ。だから、本来なら、あの時点で前市長がこの課を作って、継続して。もう遅いんですよ、これは、はっきり言って。あのまま継続して行政改革推進課というのは作るべきだったんじゃないのかなと、私はそういうふうに思っているわけです。

児童の育成支援に関することと子育て支援課というのは、私もどうかなと。課を大きく、分散するなど。旭市も大きいから、子育ての問題は重要問題ですから、やはりこれはやむを得ないのかなという感触は受けますが、行革推進のほうは、先ほども言ったように、あのまま継続して、本来なら前市長が作るべきであったと、私はそういうふうに思います。これは遅いくらいです、はっきり言って。

これから、旭市も人口減っていくわけです。7万1,000人くらいあったわけですよ。それがもう7万人切っているわけですね。これからどうしたらいいんだと、課をどのように改革していったらいいかということを考えたときには、これはもう当然必要です。はっきり言って。

以上です。

委員長(島田和雄) 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

副市長(増田雅男) ただいまの林委員のご意見、ありがとうございました。私も個人的には、合併のときに行政改革推進室というのがありました。それが今、どうしてあのときになくしちゃったのかなというのはちょっと後悔している面も持っております。あのまま継続して、あの中で行革というものを進めるべきではなかったのかと、そのように思っております。

ご提言ありがとうございます。これからそのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

総務課長（平野哲也） 議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これにつきましても、今の行革と若干絡まないということでもないんですけども、人数を現状に少し合わせようということで始めたものでございます。

それでは、お手元の一番最後のほうに条例の新旧対照表というつづりがあるかと思えますので、条例の一番最後のほうを、人によって違うんですけども、新旧対照表というのがございましたら、お手元にご用意いただきたいと思えます。議案の一番最後くらいにあるかと思えますけれども。

その2ページをご覧くださいと思います。

ここで左右対比していただくとよく分かりますかと思えます。本会議で申し上げましたけれども、第3条の部分で定数を変えるわけでございますけれども、現行のところの1号から8号まで、（8）ですね。8号までが病院を除いた市役所関係全部ということになるんですけども、1号から8号までの現定数、現行のほうですね。これを足し算しますと897人でございます。これを右側のほうの新しい改正案の定数、1から8まで足した合計が802でございます。そうしますと、差し引きで今回定数減にする数というのは95ということで、減とするものでございます。

それから、9号につきましては、病院事業企業職員ということで中央病院でございまして、現行が1,748人から1,800人ということで、52人の増ということでございます。これは、病院のほうの説明にもありましたように、7対1看護等に対応するための看護師、あるいは医師等の増加が見込まれるということで、52人の増ということでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

総務課長(平野哲也) それでは、議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昨年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に沿った改正ということでございまして、勧告の趣旨につきましては、特に長い時間外勤務を抑制するという目的を持ってなされた勧告のようでございます。

それでは、勧告のポイントですけれども、何か説明が分かりにくいと、条文を見ますと非常に分かりにくいので、お手元のほうにあらかじめ配布させていただきました議案第22号の資料、総務課というのが1枚のこういうA4の横版ですね。議案第22号資料、総務課といったものが先ほどのいろんな企画課の資料の中にまとめてあったと思いますが、それをご用意、一緒に見ながらお願いしたいと思います。

今回のポイントにつきましては2点ございまして、1点目が、月60時間を超える時間外勤務に対して超過した勤務時間1時間につき25%の割り増し賃金を支給する。2点目は、その時間外勤務手当の割り増し分の賃金に代えて、時間外勤務の代休時間を与えるというものでございます。

事業主の立場から見ますと、特に長い勤務時間を行った職員には、通常的时间外勤務手当に加えまして25%の割り増し賃金を払う。コスト増を避けるためにも、時間外勤務をできるだけ減らす努力を強いられるようにされた制度ということでございます。

お手元の資料に基づいてもう一度説明させていただきますと、第1条の関係書いてございますけれども、給与条例関係でございます。時間外勤務手当の支給割合の引き上げについてございまして、先ほど来申し上げておりますように、1か月に月60時間を超える時間外勤務については、勤務時間1時間につき、その支給割合を通常の100分の125から100分の150に引き上げるというような基本でございます。

それから、第2条の勤務時間条例関係は、時間外勤務代休時間の導入ということで、1か月に月につき60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引

き上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定できるという制度でございます。

下のほうの図をご覧いただきたいと思います。

時間外勤務代休時間の仕組みについて、具体例でちょっと申し上げさせていただきます。

仮に時間外勤務を1か月で76時間行った場合について、例として示してございます。1か月60時間を超える時間外勤務については、通常的时间外勤務手当の支給率100分の125に、黒く塗りつぶした部分になりますけれども、さらに25%割り増し分を加算しまして、60時間をオーバーした分について、100分の150という支給になります。

続いて、右側の四角い部分の中になりますけれども、時間外勤務手当の割り増し分の支給に代えまして、時間外勤務代休時間の指定が可能となっております。具体例として設定した1か月76時間的时间外勤務を行った場合ですと、月60時間を超えます16時間分について、1時間当たりの割り増し率0.25を乗じて得た4時間を時間外代休時間に指定できるというもので、つまり、代休という形で休みに代えることができるというものでございます。

なお、下段のほうになりますけれども、時間外勤務代休時間を指定した場合におきましても、通常的时间外勤務手当の100分の125の支給については76時間分を出すということでございます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、これにつきましては、本会議でご説明いたしましたとおり、神西、西野、それから双葉、この住宅につきましては、今後、あいた順に用途廃止していくということで、その一部改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この一部改正の設置後、公営住宅の管理戸数は376戸となるものでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

総務課長(平野哲也) それでは、議案第31号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の構成団体から組合立国保成東病院、それから鴨川市南房総市環境衛生組合、これらが脱退するということになりましたので、規約の一部改正が必要になると。これに伴いまして、関係する団体との協議ということでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長(島田和雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

委員長(島田和雄) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市雇用促進住宅整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市一般職の職員の給与に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

委員長(島田和雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

秘書広報課長。

秘書広報課長(米本壽一) 秘書広報課からは、広報活動、広く聞くという広報活動です。この状況について報告を申し上げたいと思います。

報告の内容は、法律相談、人権相談、行政相談、市長への手紙と。これは資料ございません。件数だけ報告をさせていただきたいと思います。

初めに法律相談です。年間121件、平成21年度の相談件数は121件でございました。これは、

弁護士が毎月2回、相談に応じると、こんなものでございます。離婚のことやら借金のことやら相続のことやら、こんな状況でございます。

続きましては人権相談。毎月4回開いているんですけども、人権相談員の方に相談に応じてもらっています。これは数は少のうございます。4件でございます。

それから行政相談。これは、行政相談員の方に月4回、相談に応じていただいておりますけれども、これも数が少のうございます。9件でございます。

あと、市長に直接手紙をとというのがあります。市長への手紙ですけども、これは28件。こんな状況でございます。

以上、秘書広報課からの報告を終わります。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） それでは、総務課から2点ご報告を申し上げます。

1点目につきましては、支所の組織の見直しということでございます。施政方針の中で申し上げました、平成22年度より、各支所における機能の一部を本庁直轄とすることにつきましては、きのう発行されました広報あさひ3月15日号にも掲載しましたように、これまで、市役所本庁及び各支所住民福祉室で行ってありました社会福祉、それから高齢者福祉の業務、これらにつきましては、4月1日からすべて本庁で取り扱うということといたしました。

そのほか、この見直しに伴いまして、各支所における業務は、すべて新たな住民室で行うこととなりますけれども、福祉関係の簡単な申請書の受け取り業務については、今までどおり各支所住民室で取り扱うということになっております。

それから、2点目でございます。市長事務部局職員と病院事業給与職員の相互交流研修についてということでございます。

市長事務部局の職員と病院事業の一般事務職員との相互交流につきましては、先般、一般質問において、市長から前向きな回答をしたところでございます。今回の交流につきましては、職員の相互の研修という形で実施させていただきたいということで、現在、平成22年4月1日の実施に向けまして研修の取り扱い規程を作成するとともに、関連する事務を進めて、準備しているところでございます。

なお、人員については、平成22年度、手始めとして双方1名を予定しているところでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 企画課長。

企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから、コミュニティバスの時刻表につきましてご説明をさせていただきます。

お手元のほうに冊子としまして旭市コミュニティバス運行時刻表があると思います。

4月1日に一部改正をしまして運行をするものでございます。旭市内、四つのルートで運行を行います。これにつきましては、今月3月18日に、新聞折り込みで市民の方すべてのところにお届けをすることになってございます。一部、土曜、日曜と4月から運行を休むものもございまして、中に書いてありますので、ご注意くださいと思います。

それと、これとは別ですけれども、いわゆる高速バスですか。浜松町から東京行き、旭を経由して銚子。このバスが、東京から来るときには旭中央病院に一たん、4月からとまることとなります。また、逆に銚子から出てくるときには、銚子から出まして、旭中央病院の駐車場にとまりまして、それから東京のほうへ向かうということで、より中央病院を核としまして、高速バスの便をよくするバスというようなことで運行を図る予定になっております。

コミュニティバス等につきましては以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

委員長（島田和雄） 財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、お手元に公債費負担適正化計画がお配りしてあると思いますので、ご覧いただきたいと思います。

平成19年から23年の計画ということで、これは、それぞれの年度の決算の数値が出た段階で修正をずっとかけてきているということでございます。

初めに、この計画なんですけれども、実質公債費比率が18%を超えた年度に起債の許可を得るために作成したということで、平成21年度の適用数字は18.6%ということで、18%を超えておりますので、公債費負担適正化計画を作成しております。

この計画につきましては、平成21年8月25日、これは20年度の決算数値が出た段階で作成しまして、千葉県知事に提出してございました。この提出した計画が平成22年2月23日付で県から承認されておりますので、今回お示したものでございます。当然、この計画が認められれば、地方債の許可が出されるということでございます。

1ページをお願いいたします。

計画の趣旨でございますけれども、本計画は、平成21年度において、実質公債費比率が18%を超えて起債許可団体になっていることにより、財政の状況や実質公債費の負担を的確に把握した上で、財政の健全性の維持・改善、それから実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため策定するものでございます。

計画の期間といたしましては、平成19年から23年までの5か年ということでございます。

公債費負担の現状でございますけれども、本市は平成21年度、これは平成18年度、19年度、20年度という3か年の決算に出されました数字、この実質公債費比率を平均で割りまして、それで18.6となっているということで起債許可団体となっていると。

この主な要因といたしましては、確かに今、合併特例債が使えることもあって、いろんな事業、それは新市の建設計画だったり総合計画に沿って進めていることもございますけれども、実際に計算方式、非常に大きな問題がありまして、公営企業に対する準元利償還金の算定基礎額が一般会計からの実繰出額を考慮したものではなくて、総務省の基準に基づいた繰り出し基準額で算定されることによりまして、特に繰り出しの規模が大きい病院事業においては、一般会計の負担が、市の算定でいきますと、少し現実より大きく算定されてしまうということがあります。

あと、今後の適正化の図り方といたしまして、これは2ページにありますけれども、市債を財源とする建設事業については厳選を行う。それから、必要最小限の発行となるよう努める。合併特例債等を有利に活用しながら、交付税措置が低いものは極力発行しないという、そういった財源の確保に努めていくこととしております。

あと、公的資金の補償金免除繰上償還を積極的に活用してまいりました。これで公債費負担の軽減に努めております。

あと、公営企業会計などに対する一般会計からの繰出金につきましても、経営状況などを勘案しながら、企業債の発行を必要最小限に抑制するようお願いしまして、公債費の適正化に努めているところでございます。

あと、実質公債費負担の見込みであります。最後から2枚目の別紙の様式3ですね。新発債を含みます実質公債費負担の将来推計ということで、ここに数字が出ております。表の下のとでありますけれども、は単年度ごとの実質公債費比率で、は3か年平均の実質公債費比率となります。実際に使う数値はのほうになりますけれども、そののところですけども、平成21年度で18.6ということで、この計画によりまして、平成23年度では18%を下回り17.4となっているんですけども、今現在の状況、今、補正予算等を組みまして、おおよそ執行の額、それから交付税の額、そういったものは決まってまいりました。今現在の数値で見込みますと、平成21年度決算の見込みからは、もう来年度の段階で18%を下回るということになっております。単年度では16%台になるだろうと。そのような見込みを立てているところでございます。

この算定の仕方につきましては、最後のページに記載してありますので、これは後ほどご覧いただければと思います。

以上、大変簡単でありますけれども、公債費負担適正化計画につきましてはの説明を終わらせていただきますけれども、この計画につきましては、平成19年の段階で立てた数値よりもずっと改善されてきているということだけ付け加えさせていただければと思います。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 市民課長。

市民課長（増田富雄） それでは、続きまして、市民課窓口における休日開庁の実施状況についてご報告申し上げます。

資料をご覧いただきたいと思います。

このことにつきましては、今年1月から、毎月第2、第4日曜日に市民課窓口を開設いたしまして、戸籍謄本・抄本、あるいは住民票、印鑑証明書等の発行業務を実施しているものでございます。

上の表にございますように、3月1日現在におきましては4日間開庁しておりまして、その合計を申し上げますと、件数では165件、来庁者数は75人となっております。これを1日平均に換算いたしますと、件数では41件、来庁者数は19人となるものでございます。

なお、ここには記載してございませんけれども、3月14日の件数と来庁者数を申し上げます。件数は49件、来庁者数は29人となっているものでございます。

以上、市民課からの報告を終わります。

委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

太田委員。

委員（太田将範） 実質公債費の比率の問題なんですけれども、課長おっしゃるように、そんなに気にする必要ないんじゃないかと思うんですけれども、標準財政規模がこれからどうなっていくかというのが、理論値ですから分かりませんが、これはどう考えているのかと。国のほうの関係によって、恐らくこれから下がっていくんじゃないかというような見方をする必要があると思いますので、実質公債費の比率が、課長がおっしゃるように、下がらないんじゃないかという感じがするんですけれども。ただ、特に心配しているわけではないんですけれども、実質公債費の比率について、ひとり歩きしている面が今あると思うんですね。計画によって。ですから、その辺についての説明をもう少し細かくできないのかとい

うこと。一つは標準財政規模がどうなるかということについて、予想みたいなところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（島田和雄） 財政課長。

財政課長（加瀬正彦） 標準財政規模が今後どうなるかということでございますけれども、確かに、今の状況、不明なところあるんですけれども、少なくともこの数字を出すに当たりましては、平成25年程度まではこうなるのかなというような数字を持っておることは持っております。そういう中では、この辺は若干下がっても問題がないだろう。ただ、この数字に関しましては、今、交付税算入される起債をより多く持ってきているところがありますので、そういったところは、この計算の中では非常に有利に働きます。ですから、そういったところでどんどん数値自体は下がっていくんだろうなというところがあります。ただ、単年度的に見て、どうしても多くこの数字が出てくるところ、若干あるかと思いますが、それでも総体として見たら、ずっと下がっていくだろうと。そのような感じは思っております。

この辺、説明というのは非常に難しいんですけれども、確かに、国のほうのお金がない中で、標準財政規模、どのような考え方でいくのかというのは、ちょっと現時点では分かりませんが、いきなりがつんということはないだろうと。そうすると、今のペースのままである程度いけるのかなというふうには思っております。ただ、将来的に、合併の有利な算定替えがないとか、そういうところありますので、その部分では基礎となる数字が変わってまいりますので、その辺は影響が出てくるときもあるかと思いますが、一番最後の数値のところをちょっと見ていただきたいんですけれども、別紙様式3の10番ですね。

このところは、確かに、平成20年度の決算の数値ですっと同じ数字持ってきております。しかし、現時点では少しこの数字が、平成21年度の決算では膨らむような形になってきています。ですから、一概に減るということでもないとご理解いただければなというふうに思っております。

委員長（島田和雄） 太田委員。

委員（太田将範） 特に旭市の財政の問題について、いろいろこの数値がひとり歩きしておりますので、なるべく分かりやすい中身を市民に知らせるようお願いしたいということで終わります。

委員長（島田和雄） そのほかございませんか。

大塚委員。

委員（大塚祐司） 旭市と中央病院で研修という形で人事交流するということですが、

お互いの給料というのはどちらが出すのか、教えていただきたいんですけども。

委員長（島田和雄） 総務課長。

総務課長（平野哲也） 給料については、それぞれの派遣元ということで。

これはなぜかといいますと、一つ議論になっているのは、いわゆる職場交流でやりますと、中央病院の給料表と旭市役所の給料表が違うというところがございます。これは現実に難しいというところがございます。将来的にはそういった交流もしたいわけですけども、ある程度給料みたいなものが統一できればやれるんですけども、現時点ではそれは難しいだろうということで。ですからあえて研修という形をとらせていただきまして、研修要綱を作りまして、中央病院で研修してきなさい。中央病院からも、旭市役所で研修してきなさい。研修で派遣するわけですから、それぞれ派遣元が給料を負担すると。

ただし、細かいことを言いますと、残業に係る分等については、派遣されたほうが持つというような形の細部を今詰めているところがございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） 大塚委員。

委員（大塚祐司） これにつきましては、たしか一般質問があって、市長がそれに同意したという経緯があったと思うんですけども、これは要望なんですけれども、全国的な流れとして、病院と市役所というのは、事務部門は分かれるというのが一般的な流れです。なぜかといいますと、病院というのも非常に専門性が高いところでして、保険点数がどうなるかとか、そういう情報を常日ごろ仕入れて、迅速に対応しなきゃいけないわけですね。それにはやはり専門性があると。それともう一つは、病院というのは役所と全く違う文化があって、専門職の人がそれぞれいっぱいいるわけですね。その人たちともつき合わなきゃいけない。そういう意味で、病院に派遣された方は大変な思いをされると思いますけれども、文化も全く違うので、役所の感覚で病院行きますと、これは実際にどこの病院でも起こっていることですが、余分なトラブル、起こさなくていいトラブル巻き起こしたりしてしまいますので、病院からもその辺配慮されて派遣されると思いますけれども、病院、市役所、お互いが優秀な、周りときちっと付き合えるような方を送っていただきたいと思います。これは要望です。

委員長（島田和雄） 林委員。

委員（林 正一郎） ちょっと老婆心ながらお願いをしたいということで。

今、大塚委員が申しましたように、全く事務のレベルが違うわけですよ。だから、交流、交流という意見は、同じ市役所だからいいじゃないのかというような考えもありませんが、

事務の取り扱いというものが全然もう違って来るわけで、あまり大幅に交流をやると、事務に支障を来してくるということ、私はその点だけは疑念があるなど、問題あるなど、こういうふうに危惧している、心配しているということでございますので、総務課長、副市長は人事のほうを担当していますので、しっかりとその点を理解して人事をやっていただきたいというのが私の要望でございます。

それと、公債費比率は、私、前の市長のときにもよく言ってきたんですが、なかなか一般の人に……。相当数字に詳しい人は関心を持ってこれ見るんですが、公債費比率の実質の算定の方式見ても、なかなか難しいわけですね。私も前期4年間、監査委員で研修をよく受けて、これやらせていただきましたのである程度は理解できているんですが、先ほど、太田委員さんが申しましたように、実質公債費比率のほうも、議会等で旭市はイエローカードだ、イエローカードだというようなことでじゃんじゃんやるもんで、それがひとり歩きしているというのが現下の状況ではないかなと、私もこういうふうに思っておりますので、あまりにも議員そのものが格好つけてイエローカードだということで一般質問であるもんだから、一般市民もそういうふうな感じを受けて、大丈夫かなと。まあ私なんか、中央病院の問題では大丈夫か、大丈夫かと。中央病院は何だ、コウカクみたいにたちがれにしちゃうんだという議員も、騒いでいる人もいますよと。いろんなことで心配してくる人もおりますが、心配のないように説明をして、広報あさひでよく説明をして掲載するということが大事じゃないかなと、こういうふうに思いますので、ひとつ総務課長なり、また副市長なりにちょっとその点を答弁願えればありがたいなと思います。

委員長（島田和雄） 副市長。

副市長（増田雅男） どうもありがとうございます。

ただいまの公債費比率等につきましては、広報等でよく市民に分かりやすくこれから説明していきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長（島田和雄） そのほかお聞きしたい点がありましたら。

柴田委員。

委員（柴田徹也） 先ほど、支所の見直しということでお話があったと思います。旭市も合併をしてまだ5年がたってないわけですね。今年の7月で丸5年になるわけです。合併の当初のうたい文句で、サービスは低下させないんだと、サービスはより向上させるんだという話で合併をしたわけでございますが、ここのところ矢継ぎ早に、さっきの行政改革の話が先に走っているから、もう何でも詰めていかなくちゃならないということかもしれませんけれ

ども、ちょっとそのスピードが早過ぎるのかなと、こう思います。

ある程度、効率を求めるのは結構ですが、やっぱり住民サービスというものもあります。今までは地元で受けられたやつが全部本庁になると。我々みたいな健常者、若い者は、車で飛ばせば何分でもないわけですから全然そう感じませんけれども、老人の方は非常に寂しい思いをして、合併してもう本当に住みにくくなったと。ボディーブローみたいに住民の皆さんきいていると思うんですね。合併してサービス悪くなったと。これは多くの人から聞きます。

ですから、効率を求めていただくのは結構なんですけれども、どうぞそういった面では少しスピードを落としていただいて、住民のためにちょっと歩を遅くするといいますか。これは効率を求めるものとはまた違うと思うんですね。ぜひその辺、お考えをいただきたいと思います。副市長からご答弁いただきましょうか。

委員長（島田和雄） 副市長。

副市長（増田雅男） サービスの低下は絶対あってはならないことですので、今、柴田委員さんがおっしゃいましたように、行革を進める中でサービスの低下をしないように、スピードアップするものはスピードアップする、緩めるものは緩める、そういうような形で進めていきたいと思っていますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

委員長（島田和雄） 柴田委員。

委員（柴田徹也） でも、住民福祉室の本庁でのあれはもう決まっているわけですか。その辺ですよ。これ、市長の人気にもかかってくると思いますよ。どうぞその辺は、今後進めていく上で皆さんにも認識をいただいて、我慢するところはちょっと我慢してもらって。本当に無駄な経費はやっぱり削減しなくちゃなりませんけれども、無駄と効率が悪いというのは違うと思うんですね。どうぞひとつよろしく願いします。

委員長（島田和雄） 副市長。

副市長（増田雅男） ご提言ありがとうございます。そのように進めてまいりますので、よろしく願いします。

委員長（島田和雄） そのほかお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

委員長（島田和雄） 次に、陳情の審査を行います。

財政課以外は退室してください。

ここで、1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 10分

委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、財政課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

財政課長（加瀬正彦） それでは、公契約条例の制定を求める陳情につきまして、参考意見ということでございますので、簡単に説明させていただきます。

この契約につきましては、国におきまして、既に労働基準法、それから最低賃金法等で最低労働基準の確保を図っているところでございます。労働条件を保障するという意味で法制度がきちんとなされているということでございます。

個々の労働条件につきましては、関係の労使間で決定されるという枠組みになっているものと考えられます。この公契約条例の制定につきましては、国が法制化すれば、地方自治体も追従する形にはなるかと思いますが、今後の動向を見て判断していければなというふうに考えているのが担当課の考えでございます。

以上でございます。

委員長（島田和雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

委員長（島田和雄） ここで、執行部は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 2時 0分

委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

林委員。

委員（林 俊介） 先ほど、休憩中にいろいろお話しした中で、林正一郎委員がおっしゃるように、もう少し精査して、継続審議というふうにしたらどうかということなんですけれども。その内容について、財政課のほうからもいろいろ資料提供していただいたりして、精査して、継続審査ということにしたらどうかと思いますけれども。

委員長（島田和雄） そのほかにご意見ありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

陳情の採決

委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 賛成者なし。

改めて採決をいたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（島田和雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

委員長（島田和雄） 次に、1点ご協議をお願いしたいと思います。

案件については、当委員会の行政視察等における手続きについてであります。

来年度、平成22年度からとなりますが、委員会の行政視察については、補助金から費用弁償で対応することに伴いまして、本会議において、委員会の閉会中の継続審査とする旨の議決をいただく必要がございます。

理由については、委員会の開催は、原則、議会の会期中に開会できるものとなっております。当然、視察は閉会中に開催することになりますので、委員会が閉会中に開催できる手続きが必要となってくるものであります。また、委員会として所管事務に関する視察となれば、万が一災害が生じて、公務災害とすることが可能となってくるものであります。

このことから、皆様のご理解を得た後、議長に閉会中に開催できるよう申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布しました申出書案をご覧くださいと思いますが、調査事項については、地方自治法第109条第4項で規定されております常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目となりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務と

なるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出してよろしいか、ご確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

林議長、よろしく願いいたします。

委員長(島田和雄) それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 5分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島田和雄